

# 会議要旨

会議名	第21回自治基本条例策定委員会	作成日	平成19年11月30日
開催日	平成19年11月26日	場所	本庁舎203会議室
出席者	策定委員9名、コンサルタント2名、事務局2名		

## 1 前回委員会からの継続課題（資料1）

11月14日の策定委員会で追加・削除・修正のあった箇所についての確認と意見交換を行う。（修正した箇所は資料1の赤字部分）

### 【意見交換の内容】

#### （1）第4条（生活に関する権利）について

◇前回の委員会に出席していないので詳細が不明だが、第3号にあった「心に不安なく、人間らしい生活を送るために必要な収入を得る権利」の削除理由がはっきりしない。

→懇談会でもこの部分に関しては質問が出た。権利を実現するために、町が責任をもてるのかという意見が多く、それに対しての明確な説明が難しかったので、削除した方がよいという結論に至った。

→「収入」を別の言葉で言い換えできないか。説明できなかつたからといって即切り捨てというのは乱暴だと思う。

→他に適当な表現が思いつかなかつた。適当な表現があれば削除しなくてもいい。

◇「収入」という言葉が引っかかる。働かなくても収入が得られる、町が何とかしてくれると解釈する人が多いのではないか。

→そのために第8条（自立と自律）がある。自分でできることは自分でやる。

→権利を実現するために町が何か事業を起こすということではなくて、権利として列挙した事項については、おいらせ町として重要視しているという趣旨を書き込めばよいのではないか。

◇「安心して生活する権利」でよいのではないか。

◇自力で働けなくなつても、安心して生活するという視点は大事だ。これは基本的な権利であると思っている。社会福祉協議会から借り入れするとか、「生活できるための収入」ということであれば、あえて「収入」を削る必要はない。

◇収入＝お金＝働くということではないと思う。収入という言葉に違和感があるなら、「経済的に不安なく」とか「経済的に安心して」としてはどうか。

↓

第3号として「経済的に安心して生活を送る権利」を追加し、以下の号を繰り下げる。

## (2) 第23条 (地域経営の視点) について

◇持続可能な地域社会とはどういうことか想像がしにくい。

→例えば、コミュニティ活動において年代が偏ったりせずに、活動を継続していける状態であるとか、地域にある資源(カネ・モノ)を無駄遣いせずに、次世代に残していくといった意味合いがある。

◇地域社会、地域経営、地域資源と連続して「地域〇〇」という言葉が出てきていることに違和感がある。

→「地域」を削除すると逆に曖昧になってしまう

◇地域社会とあるからには、行政だけではなく地域全体で努力する必要があるのではないか。

↓

「行政は」を「おいらせ町は」と修正する。

## (3) 第36条 (選挙における情報共有) について

◇解説文中、「議会制民主主義」とあるが、町長選挙も含むと考えられるので単に「民主主義」としてはどうか。→提案のとおり修正する。

## (4) 第8章 (まちづくり組織) について

### ①第37条

◇一定のまとまりにある地域に限定した理由は何か。

→解説文にあるように、地縁型の組織を想定しており、学校区単位が最も適当であると考ええる。

◇見出しは「まちづくり活動」ではなく、「まちづくり組織」としてはどうか。

◇第1項の主語が「おいらせ町民」となっているが、町民が自主的に組織しない限り、まちづくり組織が立ち上がらないということにならないか。

→町民が自主的に組織する場合と、行政の支援により組織される場合の2通りできるような表現にすればよい。

→「おいらせ町」とすれば、町民、行政どちらでも設置できることになる。

◇第1項では組織をつくることができる、第2項では組織がどういう活動をするかということになっているが、内容的に一つにまとめられるのではないか。

◇解説文中、「小学校区ごとに組織される」とあるが、条文には入っていない。解説文に書き込むのであれば、条文にも入れるべきではないか。

→まちづくり活動の内容によっては、小学校区が適当なエリアもあり、中学校区が

適当な場合もある。

→小学校区と限定しないで、「学校区」としてはどうか。

◇解説文中、「民間の有志」を「地域で活動する団体や個人」としてはどうか。

↓

第37条について以下のとおり訂正。

(まちづくり組織)

第37条 おいらせ町は、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一定のまとまりにある地域において、地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織をつくることができます。

※第2項は削除

解説文を以下のとおり訂正

「まちづくり組織」は、町内会を軸にPTA、民生委員、NPO、事業者など、地域で活動する団体や個人により、概ね学校区ごとに組織される地縁型組織を想定しています。(以下略)

②第38条

◇第2項と3項の内容を一まとめにしてしまってもいいのではないか。

◇解説文中、「・・・支援を行うことができます。」を「支援を行うことが求められます。」に修正する。

## 2 二川目地区懇談会について

【日時】 11月29日(木) 19:00～

【場所】 二川目生活会館

◇条例素案については、11月14日時点のものを使用する。

◇司会は川村委員、説明は工藤委員が担当

## 3 広報12月号について

1回目のパブリックコメントの結果を掲載予定。また、2回目のパブリックコメントを別冊にて実施予定。

## 4 その他

◇次回委員会は12月7日(金) 18:30～